

地域規格に関するコーデックスでの議論の概要

○ 第 22 回総会（1997 年 6 月）

議題 11：WTO 協定の下でのコーデックス文書の地位の検証

- WTO の代表から、以下の発言がなされた。
 - 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）は、国際基準が国内事情に照らし不相当であると考慮する場合、WTO 加盟国がさまざまな理由により国際基準から逸脱することを認めている。他方、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）は、規格、指針及び勧告を明確に区別しないで、コーデックスの文書を具体的に参照している。
- 総会は、WTO 加盟国による SPS 協定の実施に関連して、「規格、指針及びその他の勧告」をどのように区別するののかについての説明を求めるため、事務局を通して SPS 委員会に要請することを決定した。

○ 第 45 回執行委員会（1998 年 6 月）

議題 6：SPS 及び TBT 協定の適用に関連する事項の報告

- 第 22 回総会の決定によりなされた要請に対し、SPS 委員会議長から以下の内容の返答がなされた。
 - 地域規格は、協定で用いられる「国際規格」の定義に含まれない。しかしながら、当該地域内では適用され得る。
(Regional standards are not included in the definition of “international standards” used in the Agreement, but may be applied within a given Region.)

○ 「コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証」に関する
コンサルタントの最終報告書（2005 年 3 月）

- 「コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証」についての報告書においてなされた 20 の勧告の 1 つとして以下の勧告がなされた。

勧告 20. 地域規格策定の規定は、地域調整部会の委任事項から削除すべき。

○ 第 28 回総会（2005 年 7 月）

議題 12 b：コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証

- 第 28 回総会は以下の内容に合意した。
 - 地域規格を国際規格に変換する提案が、個別食品部会の作業管理を妨げないように注意すべきであることに留意した上で、地域規格の策定は地

地域調整部会の委任事項に留める。

○「コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証」に関する
回覧文書（2006年7月）

提案8. 地域調整部会の個別食品に係る作業は、その委任事項に従い、地域規格の策定に専念すべきである。地域規格の国際規格への変換は、作業提案書により具体的内容を示した上で、関係する個別食品部会の勧告に基づき、ステップ8での採択の後に考慮すべきである。

○ 第30回総会（2007年7月）

コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証

- 総会は、下記のように修正した提案8を暫定的に承認した。

提案8（地域規格の国際規格への変換）

- a) 地域調整部会の個別食品に係る作業は、その委任事項に従い、地域規格の策定に専念すべきである。地域規格の国際規格への変換は、執行委員会がクリティカルレビューの中で検証する作業提案書により具体的内容を示した上で、コーデックス加盟国、あるいは、地域調整部会の要請、あるいは、関係する個別品目部会の勧告に基づき、関係する個別食品部会の作業計画を考慮し、原則として、ステップ8での採択の後に考慮すべきである。
 - b) 国際的に取引されている可能性のある食品についての新規作業提案は、個別食品部会が存在し活動中である場合は、望ましくは、これらの部会を通して提出すべきである。そうでない場合は、執行委員会を通して総会に提出すべきである。
- 地域規格の策定及び国際規格への変換に関する作業を効率的に進めるための一連の手続き等の検討を議長団が行い、この結果を第60回執行委員会（2007年12月）で検証する。